

佐賀県告示第二百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第三項の規定により、次のとおり加入区を変更する。

平成二十四年九月二十一日

佐賀県知事

古川

康

変更後		変更前	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
波多津加入区	伊万里市	波多津加入区 伊万里湾加入区	伊万里市 波多津町